

第三セクター等の抜本的改革の成果と課題 (平成21年度～平成25年度)

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果があがっている。
- 第三セクター等改革推進債は、平成25年度までに200件弱、約1兆円の許可が行われる等、有効に活用されている(平成28年度まで経過措置が講じられており、18団体の20計画が経過措置の対象として承認されている。)
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	H20年度	H25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	40,783.7	-45.5%
借入額	168,412.5	108,993.2	-35.3%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	42,445.8	-8.4%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	66,547.4	-45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	2,688.3	-38.6%
法人数(総数)	8,685	7,634	-12.1%
経常赤字法人数	2,783	2,544	-8.6%
債務超過法人数	409	282	-31.1%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

○第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度～平成25年度の累計)

196件・9,536億円

(第三セクター 31件・1,430億円、地方公社 131件・7,085億円、公営企業 34件・1,020億円)

第三セクター等の抜本的改革への取組状況 (平成26年5月末日現在)

地方公共団体が財政的支援を行っている1,737法人

(平成26年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。)

現状	計				(参考) H25. 5. 31現在
		財政的リスク等を含めて議会等に説明済み	現状を議会等に説明済み(財政的リスクは説明せず)	議会等に対して特段の説明を行わず	
①抜本的改革実施(実施予定)	206 11.9%	30	153	23	272 14.1%
②存続方針(財政的リスク対応可能)	892 51.4%	98	665	129	885 45.9%
③存続方針(財政的リスク対応困難・財政的リスク不明)	65 3.7%	0	47	18	55 2.9%
④方針未定(検討中・未着手等)	574 33.0%	13	395	166	716 37.1%
計	1,737 100.0%	141 8.1%	1,260 72.5%	336 19.3%	1,928 100.0%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付(長期・短期)、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

※ 端数処理により、計と内訳が一致しない項目がある。

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付総務大臣通知)の概要

- 平成21年度から集中的に進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的には相当の成果をあげたこと等から、当初の予定どおり、平成25年度末で一区切りとする。
- 地方公共団体は財政規律の強化を不断に図っていくことが必要であり、平成26年度以降も、自らの判断と責任で、第三セクター等の効率化・経営健全化に取り組むことが必要。
- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウを活用することが重要。第三セクター等はそのための有力な手法の一つであり、広域的な活動が容易である等の長所を有している。
- 地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に十分留意の上、第三セクター等の効率化・経営健全化と、地域の元気を創造するための活用の両立に取り組むことが必要。

経済財政運営と改革の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

(地方財政改革の推進)

- 公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

(民間能力の活用等)

- 民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し(コンセッション方式について今後3年間で2~3兆円)、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。
コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。
- 地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の基本的な考え方

- 総務省が平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末で終了。
- 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して、徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
 - ・経営状況や地方公共団体の財政的リスク等については、継続的に把握・評価するとともに、議会・住民に対する説明が必要。
 - ・経営状況等を把握・評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活動が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、地方の創生、地域の元気創造と経営健全化の両立を図ることも重要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の主な内容

○地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の徹底した効率化（役職員数・給与等の見直し）、経営責任の明確化、人材確保等に取り組むことが重要。
- ・ 地方公共団体からの財政的支援は、地方公共団体が負担することがやむを得ない経費についてのみ行うべきであり、また、行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性がある手法（損失補償等）は採るべきではない。

○抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

- ・ 第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要（経営健全化に取り組むべき基準、採算性の判断基準、検討フローチャート、経営健全化に取り組む際の留意事項等を明示。）

○第三セクター等の設立

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の設立に当たり、事業の意義、将来見通し等について検討を行うとともに、公・民の責任分担のあり方や存続する条件等について、あらかじめ決定しておくことが必要。
- ・ 安定的な経営継続が可能な規模の資本の確保、地方公共団体の信用力に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

○第三セクター等の活用

- 現下の社会経済情勢等を踏まえれば、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、これまで以上に地域の再生や活性化に取り組む事業主体として、有効に活用することが望ましい。
- ・ 地方公共団体の圏域を超えた活動
 - ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
 - ・ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

○その他

- ・ 経営健全化等の取組を行う際には、都道府県・関係府省の支援が重要。総務省が提供する先進事例も参考として、適切な取組が必要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知) 別紙

第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法

別紙1

1. 債権・出資金の放棄額

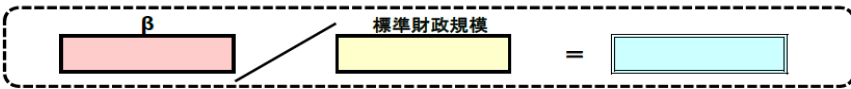
地方公共団体にとって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。

① 長期貸付金	<input type="text"/>	
② 出資金	<input type="text"/>	計 <input type="text"/> α

2. 当該年度に財源を要する財政的リスク

破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性がある財政的リスクである。

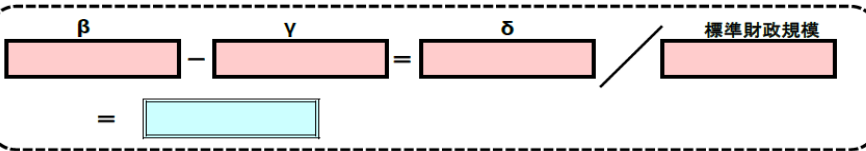
① 損失補償・債務保証	<input type="text"/>	
② 短期貸付金	<input type="text"/>	計 <input type="text"/> β



3. 財源が手当てできない可能性がある財政的リスク

上記βから第三セクター等による弁済や財源充当が可能なるものを控除したもの。地方公共団体にとって財源手当てができない場合には実質赤字額となる可能性があるものである。

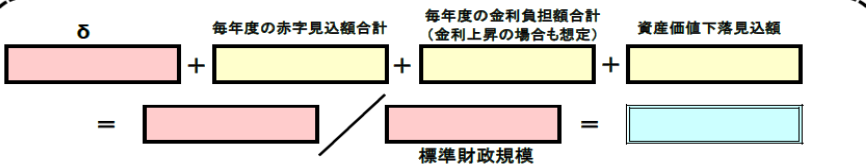
① 第三セクター等の弁済可能額(※)	<input type="text"/>	
② 地方公共団体の財政調整基金額	<input type="text"/>	計 <input type="text"/> γ



※破たん時に弁済可能なもののみ(預貯金や速やかな売却可能な資産(時価額)のみ。
なお、土地等については破たん時に適切な価格で売却できないリスクを考慮。)

4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク

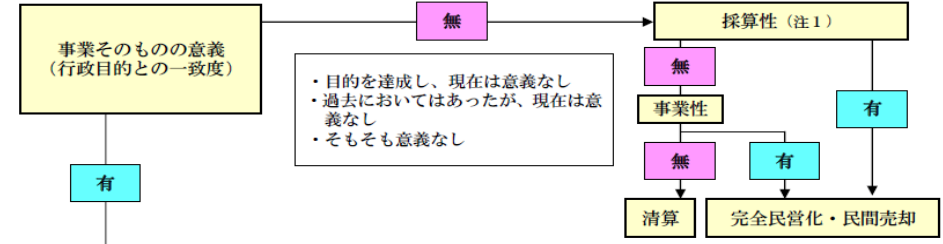
現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金利増加額を加算したもの。将来的に地方公共団体が負担する可能性がある(場合によっては実質赤字となる可能性がある)財政的リスクである。



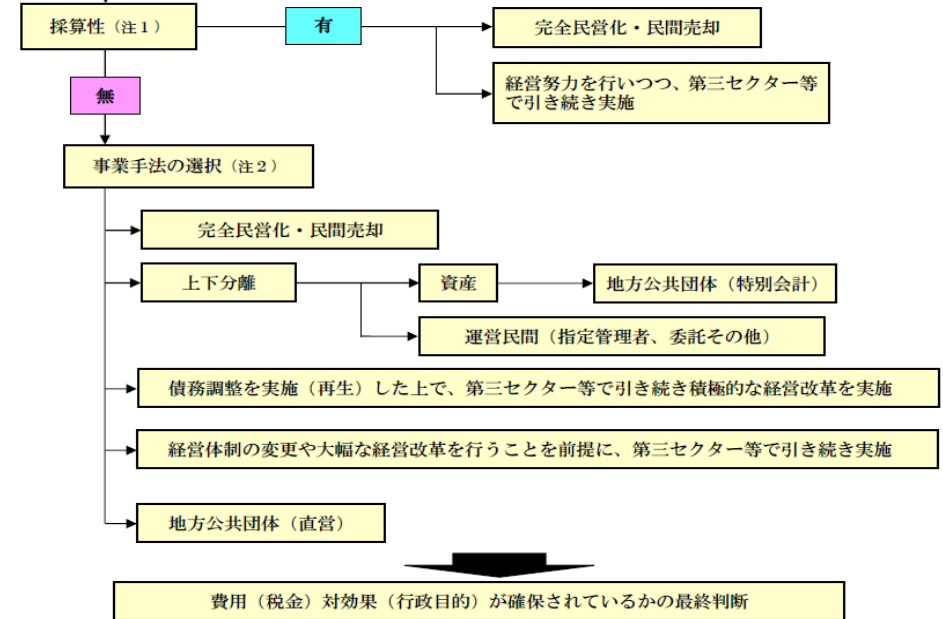
※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。

別紙2

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



【再生不能・再生可能の判断開始】



費用(税金)対効果(行政目的)が確保されているかの最終判断

最終判断等の結果、清算を選択することもあり得る

(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。